

利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

- 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

- 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）

連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合（連続 60 日まで）

- サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

- 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1 日当たり 1, 4 4 5 円

（朝 4 8 1 円、昼 4 8 2 円、夕 4 8 2 円）

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず 1 日の額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

② 滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず 1 日当たり 9 1 5 円

③ 利用者又は代理人が選定する特別な食事の提供に要する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担するものとします。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格（実費）とします。

⑤ 送迎に要する費用

【送迎範囲内】 北秋田市合川地区 及び 概ね片道10キロ圏内

事業所と自宅間の送迎については、ア又はイの費用をお支払いいただきます。

ア 送迎範囲内の送迎については、片道当たり 1 8 4 円（利用者負担 1 割の場合）

イ 送迎範囲外の送迎については、アの料金に加え、送迎範囲を 1 km 超えるごとに片道当たり 3 0 0 円

⑥ 理美容代

実費（毎月の利用料と一緒に支払ってください）

⑥ その他

ア その他

・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用